

承認第2号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

平成28年度養父市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年8月29日提出

養父市長 広瀬 栄

専決第5号

平成28年度養父市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

法人市民税の確定申告に伴う税還付金が当初予算を大きく上回る見込みとなったため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市税の還付は急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないので、「平成28年度養父市一般会計補正予算（第2号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年7月26日

養父市長 広瀬 栄

記

平成28年度養父市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度養父市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,198,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年7月26日専決

養父市長 広瀬 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金		127,930	36,000	163,930
	1. 繰越金	127,930	36,000	163,930
歳入合計		18,162,441	36,000	18,198,441

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,010,500	36,000	3,046,500
	2. 徴税費	141,700	36,000	177,700
歳出合計		18,162,441	36,000	18,198,441

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金	127,930	36,000	163,930
歳入合計	18,162,441	36,000	18,198,441

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	3,010,500	36,000	3,046,500
歳出合計	18,162,441	36,000	18,198,441

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			36,000
			36,000

2. 歳入

(款) 18. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	127,930	36,000	163,930
項計	127,930	36,000	163,930

歳入合計	18,162,441	36,000	18,198,441
------	------------	--------	------------

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	103,447	36,000	139,447				36,000
項計	141,700	36,000	177,700				36,000

歳出合計	18,162,441	36,000	18,198,441	0	0	0	36,000
------	------------	--------	------------	---	---	---	--------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	36,000	前年度繰越金 36,000

--	--	--

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利 子及び引割料	36,000	税務一般事務費 36,000 過誤納還付金 36,000

--	--	--